

広島県告示第二百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十六年四月十日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道一八四号	三次市吉舎町海田原字南田三六七番一地从先から 三次市吉舎町海田原字曾根田一七五番一地从先まで	平成二十六年三月三〇日 一五時